



緊急事態措置協力支援金 (飲食店等)【6月分】 申請の手引き

令和3年6月1日(火)から6月20日(日)までの全ての期間に
措置区域(石狩管内(札幌市を含む)、
小樽市及び旭川市以外の区域。以下同じ。)の対象施設のうち、
営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の
拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する
事業者を対象に、支援金を支給いたします。

※酒類提供の有無にかかわらず、従来から午後8時を超えて営業を行っている
施設(店舗)が対象です。

※全ての期間にご協力いただくことが必要です。

「緊急事態措置協力支援金(飲食店等)」の不正受給は犯罪です。

令和3年6月21日

北海道 感染防止対策協力支援金 事務局

協力支援金の概要

要請期間	令和3年6月1日(火)～令和3年6月20日(日) ^(※1) ※全ての期間にご協力いただくことが必要です
対象地域	石狩管内(札幌市を含む)、小樽市及び旭川市以外の地域
要請内容	1 【営業時間を短縮】 営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
	2 【酒類提供時間を短縮】 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項)
	3 「業種別ガイドライン ^(※2) 」を遵守する(特措法第24条第9項)
	4 飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない(特措法第24条第9項)
対象施設	飲食店、カラオケ店、結婚式場 ^(※3) ^(※4)
支給金額	●中小企業(個人事業者を含む。以下同じ) 1店舗1日当たりの売上高 ^(※5) に応じて、1店舗毎に2.5～7.5万円/日 または、1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 ●大企業 1店舗1日当たりの売上高 ^(※5) の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日

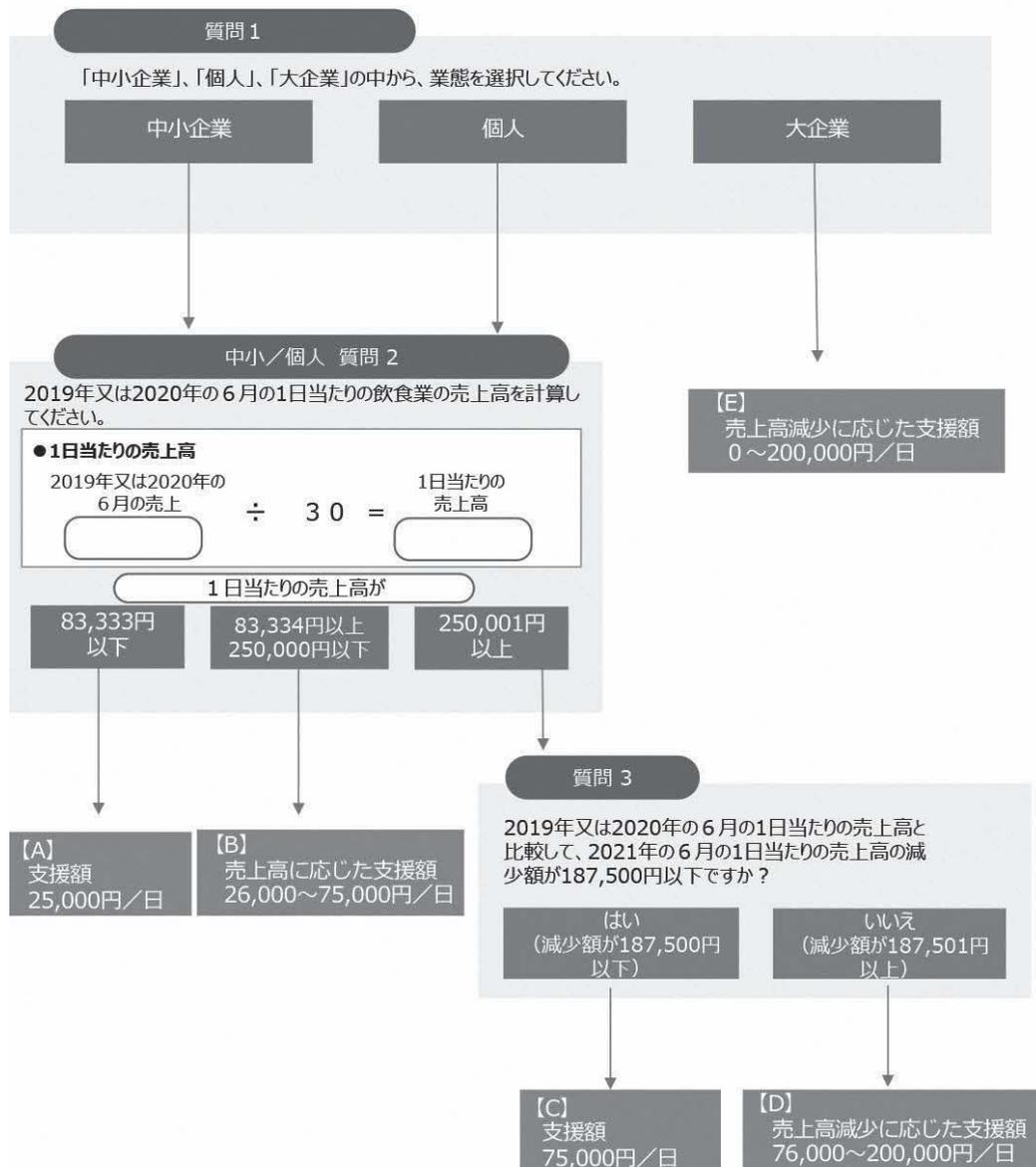
- ※1 6月2日(水)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。
- ※2 業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。
【URL】<https://corona.go.jp/prevention/>
- ※3 飲食店及び結婚式場については、要請期間の前日(令和3年5月31日)時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。
- ※4 従来から午後8時までに閉店している施設は、本支援金の対象外となります。
- ※5 店舗ごとの1日当たりの支援金額については、次ページ(P2)の方法で算出します。

注 意	管理している施設(店舗)が、次の市町村(措置区域以外)にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。 ◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市 ※お問い合わせ先【北海道感染防止対策協力支援金コールセンター】 011-350-7377(専用ダイヤル) 受付時間 6月30日(水)まで午前8時45分～午後5時30分(全日) 7月1日(木)以降 午前8時45分～午後5時30分(土日祝祭日を除く平日のみ)
-----	--

支援金額(1店舗1日あたり)の算出方法について

【支援金額の計算手順フロー】

※申請に当たっては、申請書に沿って計算してください。



【企業規模の定義】中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

中小企業	<飲食業>「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人 <カラオケなどのサービス業>「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人
大企業	<飲食業>「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社 <カラオケなどのサービス業>「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人以上の会社

【問い合わせ先】011-350-7377 (専用ダイヤル)

受付時間 6月30日(水)まで午前8時45分～午後5時30分(全日)

7月1日(木)以降 午前8時45分～午後5時30分(土日祝祭日を除く平日のみ)

URL <https://hokkaido-shienkin.jp>

北海道への申請概要

【受付期間】

令和3年6月21日(月)から令和3年8月31日(火)まで【消印有効】

【注意】

札幌市内に対象となる施設(店舗)を管理している場合の札幌市への申請期限は7月31日(土)【消印有効】までとなっています。

【申請書類の郵送先】※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

〒063-8691 ※住所の記載は不要です
札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)【6月分】係

※上記への送付で、【5月分】と【6月分】を同時に申請できます。

※申請書類等は、道庁本庁舎1階道政広報コーナー、各(総合)振興局及び各市町村で入手できるほか、以下よりダウンロードすることが可能です。

北海道のホームページ(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top06.htm>

※現在、電子申請の準備をしておりますので、準備が整い次第、上記ホームページ内でお知らせします。
(URL) <https://hokkaido-shienkin.jp>

北海道への申請について

I 協力支援金の概要

【支給の考え方】

措置区域(石狩管内(札幌市を含む)、小樽市及び旭川市以外の区域。以下同じ。)の対象施設のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者を対象に、支援金を支給いたします。

※酒類提供の有無にかかわらず、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設(店舗)が対象です。

II 申請要件

次の全ての要件を満たす者であること。

- 1 措置区域内において対象施設を管理する法人又は個人事業者
※措置区域内の対象施設を管理する事業者の本社が、措置区域外にある事業者も支給対象となります。
※措置区域内で複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。
この場合、各施設の支給金額を合計した金額を支給いたします。
- 2 要請期間開始前日(令和3年5月31日(月))の時点で、営業に必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理する事業者
※1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

【要請期間】 令和3年6月1日(火)から6月20日(日)まで(20日間)

※全ての期間にご協力いただくことが必要です。

- 3 要請期間の全てにおいて、下記(1)から(4)の全ての感染症防止対策に取り組んだ対象施設を管理する事業者

(1)営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)

(2)酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで
(特措法第24条第9項)

(3)業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

※飲食の場における感染の伝播を防止するため、アクリル板等の設置又は十分な座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の呼びかけ、換気の徹底のほか、対象施設の業種、業態に応じ適切なガイドラインを遵守してください。

(4)飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

【参考情報】

* 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>

* 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】

(URL) <http://zensyarenet/>

* オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】

(URL) <http://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>

* カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】

(URL) <https://www.kua.or.jp/>

* 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン

【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】

(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

* 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

【公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会のページ】

(URL) <https://www.bia.or.jp/guidelines/>

4 要請期間に関し、国の「月次支援金」、道の「北海道大規模施設等協力支援金」を重複して受給していないこと。

5 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

(1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。)第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。)である場合

(2) 暴力団(法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合

(4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

本支援金では、5月16日(日)から5月31日(月)までの要請に係る緊急事態措置協力支援金(飲食店等)【5月分】(以下【5月分】)との同時申請の場合や【5月分】の支給を受けた場合などに、申請を簡素化することも可能です。詳細につきましては、次頁4及び「申請の簡素化について」をご参照ください。

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 北海道のホームページ

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top06.htm>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。

(2) 道庁本庁舎1階道政広報コーナー、各(総合)振興局及び各市町村

2 申請書類の提出

「申請書類について(P7~)」に記載の申請書類を提出してください。

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※ 申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。

※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。

管理している施設(店舗)が、次の市町村(措置区域以外)にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。

◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

※札幌市は令和3年7月31日(土)、その他の市町村は令和3年8月31日(火)が申請期限となっています。

3 申請受付方法及び申請受付期間

【郵送による申請】令和3年6月21日(月)から令和3年8月31日(火)まで【消印有効】

【郵送先】 ※住所は記載不要です

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)【6月分】係

※上記への送付で、【5月分】と【6月分】を同時に申請できます。

※郵便物の到着に係る確認のお問い合わせには対応できませんので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。

※写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前(法人名、個人事業者名)や施設名(店舗名)を余白や裏面に記載してください。

※封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。

※感染症の拡大防止のため、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

現在、電子申請の準備をしておりますので、準備が整い次第、北海道のホームページでお知らせします。

URL <https://hokkaido-shienkin.jp>

4 申請の簡素化

申請の簡素化が可能な場合は、次の(1)から(3)までのいずれかの該当する場合です。それぞれの場合において、提出が省略可能な書類が異なりますので、ご注意ください。申請に当たっては、「必要書類チェックリスト」をご参照ください。

(1)【5月分】を既に申請済みで支給通知を受けた方

(2)【5月分】を申請中の方

(3)今回、【5月分】と【6月分】を同時に申請される方

(4)【5月分】を申請せずに、【6月分】を申請される方 → 簡素化できません。

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただく場合があります。その際、期日までに必要書類の提出がない場合等には、申請を取り下げたものとみなされる場合がありますので、ご注意願います。また、申請書に記載いただいた支援金額等の修正が必要な場合、電話等により、修正後の金額等についてご説明させていただくことがあります。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、道は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関(税務当局・警察署・市町村・保健所等)に提供する場合があります。
- 3 誓約書<様式2>に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書<様式1>

支給金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高(消費税及び地方消費税を除く)**を記載いただきます。飲食部門の売上高には、原則としてデリバリーやテイクアウト、物販等の要請対象外の行為の売上は含まれません。振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

■ 事業者情報等

措置区域用		緊急事態措置協力支援金(飲食店等)【6月分】 申請書				<様式1>	
北海道知事 鈴木 直道 様		個人事業者で、支援金の下限額 25,000円/日で申請する場合					
<p>営業時間短縮等の要請に協力しましたので、緊急事態措置協力支援金(飲食店等)【6月分】の支給を申請いたします。</p> <p>※重要>以下の申請方法に該当する方は、【5月分】から変更がない場合、チェックを入れることで、★印の項目の記入を省略できます。(変更がある場合は記入してください)</p> <p><input type="checkbox"/>【5月分】の支援金の支給を申請している方</p> <p><input type="checkbox"/>【5月分】と同時に申請を行う方(【5月分】【6月分】の両方の提出が必要です)</p>							
【事業者情報】		〒085-0000					
申請する事業者の所在地		北海道 釧路市浦見●丁目●番●号					
連絡先 ※お問合せ先		固定電話	0154-00-0000		携帯電話	090-0000-0000	
ホームページURL ★ ※ある場合		https://www.000.co.jp					
【法人】		法人番号					
申請事業者名		フリガナ					
		名称					
		代表者役職			代表者氏名		
担当者★		所属部署			フリガナ		
		E-mail			氏名		
		<input type="checkbox"/> 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェック☑してください。					
資本金の額又は出資の総額★		円	常時使用する従業員の数★		人 (令和3年5月31日時点)		
企業規模区分★		<input type="checkbox"/> 中小企業		<input type="checkbox"/> 大企業 ※該当するほうにチェック☑を入れてください			
通知書送付先★		※上記事業者の所在地とは別の送付先を指定する場合は、こちらをご記載ください。					
		〒					
【個人事業者】		フリガナ	オシノクジドコロ ホッカイドウ				
申請事業者名		名称	お食事処 北海道				
		代表者役職	代表	代表者氏名	北海道	太郎	
生年月日		西暦 1970年 ●月 ●日					
E-mail★		hokkai.tarou@oshokuji.com					
		<input type="checkbox"/> 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェック☑してください。					
個人事業者の自宅住所★		〒085-0000	北海道釧路市双葉町●番●号		<input type="checkbox"/> 自宅住所に通知物の発送を希望される方は、左にチェック☑してください。		
通知書送付先★		〒					
【口座振替の申し出】		北海道から支払われる協力支援金については、下記により口座振替払いとしていただく場合があります。					
過去の支援金の申請状況★		<p>昨年年度の下記支援金で申請している場合、口座情報の提出を省略できます。</p> <p>省略を希望する場合、どちらか一つをチェック☑してください。各支援金通知書の左側に記載されています。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年「北海道 休業協力・感染リスク低減支援金」で申請をした口座を指定します。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年「北海道 経営持続化臨時特別支援金」で申請をした口座を指定します。</p> <p>支援金通知書番号 ()</p>					
振込先口座★ (注1)		金融機関	△△	(銀行)信用金庫 信用組合・協同組合	釧路	本店	(支店)
		金融機関コード	0	0	0	0	支店番号 0 0 0
		預金種目(注2)	口座番号(右詰めで記入)				
		(普通)・当座		0	0	0	0 0 0 0
口座名義人★ (カナ)		口座名義フリガナ(注3)	ホッカイ タロウ				
		口座名義人	北海道 太郎				
申請する施設数の合計		1 施設		申請する支給金額の合計		500,000 円	
<p>※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)</p> <p>注1 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。</p> <p>注2 お振込みは、普通預金口座、又は、当座預金口座のいずれかのみとなります。</p> <p>注3 「口座名義フリガナ」は通帳中面の「おなまえ」欄にカタカナで記載されている名義をご記入ください。</p> <p>※ 申請書等は、ご提出前に写しを取ってお手元で保管してください。</p>							

■ 事業者情報等

措置区域用		緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【6月分】 申請書										<様式1>	
北海道知事 鈴木 直道 様		令和 3年 6月 日										法人の記載例	
営業時間短縮等の要請に協力しましたので、緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【6月分】の支給を申請します。													
<重要>以下の申請方法に該当する方は、【5月分】から変更がない場合、チェックを入れることで、★印の項目の記入を省略できます。 （変更がある場合は記入してください）													
<input type="checkbox"/> 【5月分】の支援金の支給を申請している方 <input checked="" type="checkbox"/> 【5月分】と同時に申請を行う方（【5月分】【6月分】の両方の提出が必要です）													
【事業者情報】		〒041-0000										固定電話、携帯電話欄は担当者の直通電話や業務用携帯電話等、日中連絡が取れる連絡先を記入	
申請する事業者の所在地		北海道 函館市美原 丁目 番 号											
連絡先 ※お問合せ先		固定電話 0138-00-0000					携帯電話 090-0000-0000						
ホームページURL ★ ※ある場合		https://www.000.co.jp											
【法人】		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 0											
申請事業者名		フリガナ カブシキガイシャ ホッカイドウ 名称 株式会社 北海道											
担当者 ★		代表者役職 代表取締役社長				代表者氏名 渡島 太郎				フリガナ ヒヤマ ハナコ 氏名 樽山 花子			
E-mail ★		kei ri ka@hokkai do. com <input checked="" type="checkbox"/> 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェックしてください。											
資本金の額又は出資の総額 ★		500万 円				常時使用する従業員の数 ★ 25 人 (令和3年6月31日時点)							
企業規模区分 ★		<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業 ※該当するほうにチェックを入れてください。											
通知書送付先 ★		〒 〇〇〇〇〇〇 ※上記事業者の所在地とは別の送付先を指定する場合は、こちらをご記載ください。 「<重要>」欄にチェックを入れた方で、中小企業と大企業の区分に変更がない場合、従業員数に変更があっても記入不要です。											
【個人事業者】		フリガナ											
申請事業者名		名称											
代表者役職		代表者氏名											
生年月日		西暦 年 月 日											
E-mail ★		<input type="checkbox"/> 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェックしてください。											
個人事業者の自宅住所 ★		〒 〇〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 自宅住所に通知物の発送を希望される方は、左にチェックしてください。											
通知書送付先 ★		〒 〇〇〇〇〇〇 ※上記事業者の所在地及び自宅住所とは別の送付先を指定する場合は、こちらをご記載ください。											
【口座振替の申し出】		北海道から支払われる協力支援金については、下記により口座振替払いとして、いずれかにチェックした場合、本書の振込先口座の記入及び通帳の写しの提出が不要になりますが、代わりに支援金通知書番号の記入と通知書の写しの提出が必要になります。											
過去の支援金の申請状況 ★		<input type="checkbox"/> 昨年度の下記支援金で申請している場合、口座情報の提出を省略できます。 省略を希望する場合、どちらか一つをチェックしてください。各支援金通知書の左で申請をした口座を指定します。											
振込先口座 ★ (注1)		金融機関 △△ (銀行) 信用金庫 信用組合・協同組合 函館 本店 (支店)				金融機関コード 〇 〇 〇 〇 〇 〇 支店番号 〇 〇 〇 〇				預金種目 (注2) 普通 当座 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
口座名義人 ★ (カナ)		口座名義フリガナ (注3) カ) ホッカイドウ				口座名義人 株式会社 北海道							
申請する施設数の合計		1 施設				申請する支給金額の合計				1,580,000			
※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。） 注1 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。 注2 お振込みは、普通預金口座、又は、当座預金口座のいずれかのみとなります。 注3 「口座名義フリガナ」は通帳中面の「おなまえ」欄にカタカナで記載されている名義をご記入ください。 ※ 申請書等は、ご提出前に写しを取ってお手元で保管してください。													

申請書類について

■ 申請施設の情報

措置区域用

【6月分】

<様式1>

【申請施設の情報】要請対象期間中、全ての期間にご協力いただいた施設

※ 要請対象期間は、令和3年6月1日（火）から6月30日（日）までです。6月以降にご協力いただいた場合には、支援金の支給要

例：居酒屋、レストラン、喫茶店、バー、スナック
カラオケボックス、結婚式場等の業態を記載

フリガナ	オショクジドコロ ホッカイドウ	業種 業態	居酒屋
名称	お食事処 北海道	電話番号	0154-■■-▲▲▲▲
住所	〒085-0000 北海道釧路市浦見●丁目●番●号	従来営業時間	17:00 ~ 23:00
取組施設	要請期間の取組内容及び協力開始日	要請期間（6月1日～6月20日）の全てにおいて、 <input type="checkbox"/> 営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮（休業を含む）しました。 <input type="checkbox"/> 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を午前11時から午後7時までの間としました（酒類の提供を終日行わない場合を含む）。 <input type="checkbox"/> 各感染防止対策の実施と業種別ガイドラインの遵守をしています。 特に次の取組について、徹底して行っています。 ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保） ・ 手指消毒の徹底 ・ 食事中以外のマスク着用の推奨 ・ 換気の徹底 <input type="checkbox"/> 飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない ※上記項目に全て該当することが支援金支給の要件です。	
	要請期間における営業時間を記入してください。 休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。	17:00 ~ 20:00	
	要請期間における酒類の提供時間を記入してください。 終日、提供をやめた場合は「99:99～99:99」とご記入ください。	17:00 ~ 19:00	
中小企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の下限額での申請希望	中小企業で、1日当たりの売上高が83,333円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、 支援金の下限額（2万5千円/日）で申請される場合 、下記にチェックを入れてください。 ※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる次の資料は提出不要となります。 ・ 1日当たり売上高を算出した年（2019年又は2020年）の6月の売上台帳等の帳簿の写し ・ 2020年の確定申告書「別表一（第一表）」を提出している場合は、2019年の確定申告書「別表一（第一表）」の写し ・ (法人) 2020年の法人概況説明書を提出している場合は、2019年の法人事業概況説明書の写し ・ (個人) 青色申告決算書の写し、又は白色申告収支内訳書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 当施設（店舗）については、支援金の下限額で申請します。		

※ 複数施設を申請する場合は、この用紙をコピーして使用してください。

支援金の下限額（25,000円/日）で申請する場合、チェックを入れてください。

■ 申請施設の情報

措置区域用		【6月分】		<様式1>	
<p>【申請施設の情報】要請対象期間中、全ての期間にご協力いただいた施設</p> <p>※ 要請対象期間は、令和3年6月1日（火）から以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たす。</p> <p>例：居酒屋、レストラン、喫茶店、バー、スナック カラオケボックス、結婚式場等の業態を記入</p>					
フリガナ	ホッカイドウレストラン ハコダテシテン		業種 業態	レストラン	
名称	北海道レストラン 函館支店		電話番号	0138-■■-▲▲▲▲	
住所	〒041-0000 北海道函館市西桔梗町●番地●号				
従来の営業時間	11:00 ~ 23:00				
取組施設	<p>要請期間（6月1日～6月20日）の全てにおいて、</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮（休業を含む）しました。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を午前11時から午後7時までの間としました（酒類の提供を終日行わない場合を含む）。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 各感染防止対策の実施と業種別ガイドラインの遵守をしています。特に次の取組について、徹底して行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保） ・ 手指消毒の徹底 ・ 食事中以外のマスク着用の推奨 ・ 換気の徹底 <p><input checked="" type="checkbox"/> 飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。</p> <p>※上記項目に全て該当することが支援金支給の要件です。</p>				
	要請期間の取組内容及び協力開始日	要請期間における営業時間を記入してください。休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。		11:00 ~ 20:00	
		要請期間における酒類の提供時間を記入してください。終日、提供をやめた場合は「99:99～99:99」とご記入ください。		11:00 ~ 19:00	
中小企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の下限額での申請希望	<p>中小企業で、1日当たりの売上高が83,333円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、支援金の下限額（2万5千円/日）で申請される場合、下記にチェックを入れてください。</p> <p>※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる次の資料は提出不要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たり売上高を算出した年（2019年又は2020年）の6月の売上台帳等の帳簿の写し ・ 2020年の確定申告書「別表一（第一表）」を提出している場合は、2019年の確定申告書「別表一（第一表）」の写し ・ （法人）2020年の法人概況説明書を提出している場合は、2019年の法人事業概況説明書の写し ・ （個人）青色申告決算書の写し、又は白色申告収支内訳書の写し <p><input type="checkbox"/> 当施設（店舗）については、支援金の下限額で申請します。</p>				
<p>※ 複数施設を申請する場合は、このページと次のページをコピーして使用してください。</p> <p>申請する施設（店舗）ごとに本頁及び次頁（支給金額計算手順書）を作成してください。</p>					

申請書類について

■ 中小企業・個人事業者用 支給金額の計算手順

中小企業・個人事業者

措置区域用

【6月分】

<様式1>

【支給金額の計算手順】 店舗名 お食事処 北海道

質問1：「中小企業」、「個人事業者」、「大企業」の中から、業態を選択してください。

■ 「中小企業」、「個人事業者」 支援金の下限（25,000円/日）で申請する場合、「0」を入力してください。

質問2：2019年又は2020年の6月の売上高を記入してください。

2019年又は2020年の6月の売上高 円 ÷ 30 = 円

※小数点以下切り上げ

☆2020年6月2日以降に営業を始めた方は次の計算式により、1日当たりの売上高①を算出してください。

営業開始から2021年5月31日までの売上高合計額 円 ÷ 営業開始日から2021年5月31日までの日数（土日祝含む） 日 = 1日当たりの売上高…① 円

※小数点以下切り上げ

●83,333円以下の場合…1日当たりの支援金額【A】25,000円（定額） 【A】 25,000 円

●83,334円以上、250,000円以下の場合

1日当たりの売上高に0.3をかけて1日当たりの支援金額【B】を算出

1日当たりの売上高…① 円 × 0.3 = 1日当たりの支援金額 円 ⇒ 【B】 円

※千円未満は切り上げ

●250,001円以上の場合

質問3：2019年又は2020年の6月の1日当たりの売上高と比較して、2021年の6月の1日当たりの売上高の減少額が187,500円以下ですか？

2021年の6月の1日当たりの飲食業の売上高を計算してください。

2021年の6月の売上高 円 ÷ 30 = 1日当たりの売上高…② 円 ⇒ 1日当たりの減少額…③ 円

※小数点以下切り上げ ※③=①-②

◆減少額が187,500円以下の場合…1日当たりの支援金額【C】75,000円（定額） 【C】 円

◆減少額が187,501円以上の場合

1日当たりの減少額③に0.4をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの減少額…③ 円 × 0.4 = 1日当たりの支援金額 円 ⇒ 支援金額…④ 円

※千円未満は切り上げ

1日当たりの売上高①に0.3をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの売上高① 円 × 0.3 = 1日当たりの支援金額 円 ⇒ 支援金額…⑤ 円

※千円未満は切り上げ

支援金額④、支援金額⑤のいずれか低い額 【D】 円

支給金額算出

【A】～【D】の該当金額 円 × 協力日数 日 = 当該期間の支給金額 円

25,000 20 500,000

■ 中小企業・個人事業者用 支給金額の計算手順

中小企業・個人事業者	措置区域用	【6月分】	<様式1>
【支給金額の計算手順】			
店舗名		北海道レストラン 函館支店	
質問1: 「中小企業」、「個人事業者」、「大企業」の中から、業能を選択してください。			
■ 「中小企業」、「個人事業者」を選択した場合、2019年又は2020年6月の売上高を記入欄で使用してください。			
質問2: 2019年又は2020年6月の1日当たりの売上高(地方消費税を除く)はいくらですか?			
2019年又は2020年の6月の売上		1日当たりの売上高…①	
7,874,000	円 ÷ 30 =	262,467	円
<small>※小数点以下切り上げ</small>			
☆2020年6月2日以降に営業を始めた方は次の計算式により、2020年6月2日以降に営業を始めた方のみ記入する欄です。			
営業開始から2021年5月31日までの売上高合計額		営業開始日から2021年5月31日までの日数(土日祝含む)	
[]	円 ÷	[]	日 =
		1日当たりの売上高…①	
<small>※小数点以下切り上げ</small>			
●83,333円以下の場合…1日当たりの支援金額【A】25,000円(定額) 【A】 [] 円			
●83,334円以上、250,000円以下の場合			
1日当たりの売上高に0.3をかけて1日当たりの支援金額【B】を算出			
1日当たりの売上高…①		1日当たりの支援金額 ⇒	
[]	円 × 0.3 =	[]	円 ⇒
		【B】 [] 円	
<small>※千円未満は切り上げ</small>			
●250,001円以上の場合			
質問3: 2019年又は2020年の6月の1日当たりの売上高と比較して、2021年の6月の1日当たりの飲食業の売上高の減少額が187,500円以下ですか?			
2021年の6月の1日当たりの飲食業の売上高を計算してください。			
2021年の6月の売上高		1日当たりの売上高…②	
1,674,000	円 ÷ 30 =	55,800	円 ⇒
		1日当たりの減少額…③	
		206,667 円	
<small>※③=①-② ※小数点以下切り上げ</small>			
◆減少額が187,500円以下の場合…1日当たりの支援金額【C】75,000円(定額) 【C】 [] 円			
◆減少額が187,501円以上の場合			
1日当たりの減少額③に0.4をかけて1日当たりの支援金額を算出			
1日当たりの減少額…③		1日当たりの支援金額 ⇒	
206,667	円 × 0.4 =	82,666.8	円 ⇒
		支援金額…④	
		83,000 円	
<small>※千円未満は切り上げ</small>			
1日当たりの売上高①に0.3をかけて1日当たりの支援金額を算出			
1日当たりの売上高①		1日当たりの支援金額 ⇒	
262,467	円 × 0.3 =	78,740.1	円 ⇒
		支援金額…⑤	
		79,000 円	
<small>※千円未満は切り上げ</small>			
支援金額④、支援金額⑤のいずれか低い額 【D】 [] 円			
支援金額④、支援金額⑤のいずれか低い額 【D】 79,000 円			
支給金額算出			
【A】～【D】の該当金額		当該期間の支給金額	
79,000	円 ×	20	日 =
		1,580,000 円	

※大企業は大企業用の様式をお使いください。

■ 必要書類チェックリスト(個人用)

必要書類チェックリスト					
申請に必要な書類に不足がないか、送付前にご確認ください。					個人
申請に当たり、次の申請書、添付書類等の提出が必要になります。					
なお、5月16日(日)から5月31日(月)までの要請に係る支援金(以下【5月分】)を既に申請済みの方や、【5月分】と【6月分】を同時に申請される方は、添付書類を省略して申請することが可能です。					
		(1) 【5月分】を既に申請済みで支給通知を受けた方	(2) 【5月分】を申請中の方		
		(3) 今回、【5月分】と【6月分】を同時に申請される方	(4) 【5月分】を申請せずに、【6月分】を申請される方		
書類	説明	(1)	(2)(※1)	(3)	(4)
＜様式1＞申請書	申請書【事業者情報等】1事業者1枚の提出となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【5月分】と【6月分】それぞれ提出	<input type="checkbox"/>
	申請書【申請施設の情報】施設ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【5月分】と【6月分】それぞれ提出	<input type="checkbox"/>
	申請書【支給金額の計算手順】施設ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【5月分】と【6月分】それぞれ提出	<input type="checkbox"/>
＜様式2＞誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していただく事項を必ずご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【5月分】と【6月分】それぞれ提出	<input type="checkbox"/>
売上高及び営業実態が確認できるもの ※下限額の申請の場合、①、③、④は省略可	① 1日当たりの売上高を算出した年(2019年又は2020年)の6月の売上台帳等の帳簿の写し(申請を行う全ての施設分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【5月分】と【6月分】それぞれ提出	<input type="checkbox"/>
	② 直近の確定申告書「第一表」※個人番号は塗りつぶしたものを	省略可	省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「第一表」の写し。)※個人番号は塗りつぶしたものを	2つの申請で同年の売上高を用いる場合、省略可	2つの申請で同年の売上高を用いる場合、省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 1日当たり売上高を算出した年の青色申告決算書(月別売上高)の写し/白色申告収支内訳書の写し	2つの申請で同年の売上高を用いる場合、省略可	2つの申請で同年の売上高を用いる場合、省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤ 「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	省略可	省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【売上高減少額方式により算出する場合】 ⑥ 2021年6月売上台帳等の帳簿の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【5月分】と【6月分】それぞれ提出	<input type="checkbox"/>
営業に必要な許可を取得していることが分かるもの(※2) (申請を行う全ての施設分)	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください(住民票など)	省略可 (2回の要請期間を通して許可証が有効の場合に限る)	省略可 (2回の要請期間を通して許可証が有効の場合に限る)	<input type="checkbox"/> (更新時期が要請期間内の場合は、更新前後の飲食店営業許可証を提出)	<input type="checkbox"/>
業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの(※2) (申請を行う全ての施設分)	外観(社名や施設名入り)及び内観の様子が分かる写真、施設の宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニューなど	省略可	省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
要請に応じたいことが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	掲示物、店舗のホームページ、SNS画面など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 【5月分】と【6月分】それぞれ提出	<input type="checkbox"/>
申請者の本人確認書類の写し (氏名、住所、生年月日)が分かる公的書類)	運転免許証、保険証等の写し	省略可 (変えない場合)	省略可 (変えない場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
振込先口座の写し(※3) (通帳の表紙をめくった1ページ目のコピー) 又は 支援金通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	<input type="checkbox"/> (※3)	省略可 (変えない場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 (2) 【5月分】を申請中の方については、「省略可」となっていますが、既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※2 (1)～(3)に該当する方であっても、【6月分】から新規に申請する施設がある場合、当該店舗分は省略できません。

※3 令和2年「北海道休業協力・感染リスク低減支援金」、令和2年「北海道経営持続化臨時特別支援金」又は緊急事態措置協力支援金【5月分】を受給された方は、「振込先口座の写し」を省略することができます。省略する場合は、上記支援金通知書の写しを添付してください。

※必要書類チェックリストは法人用もあります。個人事業者と提出する書類が異なりますので、法人で申請される方は、法人用のチェックリストをご参照ください。

3 売上高 及び 営業実態が確認できるもの

○【法人・個人事業者共通】

① 1日当たりの売上高を算出した年(2019年又は2020年)の6月の売上台帳等の帳簿の写し(申請を行う全ての施設分)

②直近の確定申告書「別表一」(個人にあっては、「第一表」の写し。個人番号を塗りつぶしたもの)

※中小企業の店舗で、1日当たりの売上高が一定額以下の場合、①は不要です(詳細は申請書にてご確認ください)。この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額(2.5万円)となります。この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただけます。

※売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただけます。

※①については、申請を行う全ての施設分必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上(複数事業を営んでいる場合のみ)が記載されたものをご提出ください。

※売上高減少額方式により算出される場合には、2021年6月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。

○【法人の場合】

① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「別表一」の写し)

②直近及び1日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書(月別売上高)の写し

③履歴事項全部証明書の写し

○【個人事業者の場合】

① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「第一表」の写し。個人番号を塗りつぶしたもの)

②青色申告決算書(月別売上高)の写し/白色申告収支内訳書の写し

○【留意事項】

①創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写しを提出してください。

②審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの(申請を行う全ての施設分)

○飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください(住民票の写しなど)

5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの(申請を行う全ての施設分)

①施設の宣伝チラシ、ホームページ、SNS画面、外観(社名や施設名入り)及び内観の様子が分かる写真、飲食店情報サイト、雑誌の写し など

②料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真 など

6 要請に協力いただいたことが分かるもの(申請を行う全ての施設分)

○要請期間中に営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮(酒類の提供のある施設のみ)、カラオケ設備の提供を行わないなどの取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、掲示物、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写し など

7 □座振替を希望する口座の通帳の写し

□座名義人、□座番号、□座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し

※令和2年「北海道休業協力・感染リスク低減支援金」、令和2年「北海道経営持続化臨時特別支援金」又は「緊急事態措置協力支援金(飲食店等)【5月分】」を受給された方は省略することができます(これらの支援金と同じ振込先とする場合)。

※省略する場合、上記支援金通知書の写しを提出してください。

8 本人確認書類の写し(個人事業者のみ)

運転免許証、保険証等のいずれかの写し※現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しもお願いします。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

申請の簡素化について

「Ⅲ 申請手続き等 4」に記載の申請状況により、申請書の記載や提出を省略できる書類が異なりますので、申請に当たっては、「必要書類チェックリスト」をご参照ください。